

苦情解決のための制度

- 1 保育園・児童館の要望に対し、適切な対応と迅速な解決を図り、利用者個人の権利を擁護するとともに、利用者がサービスを適切に利用することができるよう支援することを目的とします。
- 2 要望等の解決に当たり、社会性や客観的を確保し、一定のルールに沿った方法で円滑・円満な解決に努め、利用者に安心して利用できる施設としての信頼を得ることを目的とします。
- 3 解決のための体制
 - ・ 保育園・児童館に解決責任者を置きます。
 - ・ 要望等の申出を受け付けるため保育園・児童館に受付担当者を置きます。
 - ・ 要望等の解決に社会性や客観的を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、複数の第三者委員を置きます。

	保育園	児童館
解決責任者	園長 小川 猛	館長 西田 均
受付担当者	主任 吉田 葉子	児童厚生員 4名
第三者委員	足立 松男 572-8375 加藤 純志 572-6789	